

確 認 書

令和2年度（2020年度）の狩猟入林に当たっては、下記の注意事項を理解し、同意します。

確認日 令和 年 月 日

署名（本人自署）

- 1 入林する際は、狩猟入林証を携帯し、森林室職員等から求められた場合は提示してください。
- 2 事故の未然防止のため、森林室職員等の指示に従ってください。
- 3 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び関係法令を遵守してください。
- 4 狩猟期間中における道民や事業者の安全を確保するため、銃猟立入禁止区域を設定しています。
銃猟立入禁止区域では、「発砲禁止」や「銃猟立入禁止区域図」の看板及びのぼり等の注意標識を設置していますので、その周辺では絶対に発砲しないでください。
- 5 一部の林道を「狩猟通行路線（期間限定で通行を認める路線）」として狩猟者に開放していますが、それ以外の林道・施業道は車両による通行を認めていませんので、通行しないでください。
- 6 銃猟立入禁止区域や通行可能な林道は、最新の銃猟立入禁止区域図や現地に設置された看板等により必ず確認してください。
- 7 通行が可能な林道でも、見通しの悪い場所や整備が十分でない場所があるほか、荒天による路肩の崩壊など予期しない危険が発生している可能性がありますので、十分注意の上、慎重に通行してください。
- 8 一般の狩猟でのスノーモビルの乗り入れは認めていませんので、乗り入れしないでください。
- 9 狩猟後の残滓の放置は、ヒグマを誘引し、人身事故を引き起こす危険性がありますので、必ず回収してください。
- 10 事故等が発生した場合の責任は、入林者自らが負うものとし、北海道は一切の責任を負いません。
- 11 関係法令及び注意事項に反すると、狩猟入林証を返納していただくことがあります。